

公開用

No. _____

プラント機械設備工事積算基準

札幌市水道局

履 歴

プラント機械設備工事積算基準

平成22年	4月	1日	発行
平成24年	2月	1日	改訂
平成25年	4月	1日	改訂
平成26年	6月	1日	改訂
平成27年	4月	13日	改訂
平成28年	5月	13日	改訂
平成29年	2月	27日	改訂
平成30年	3月	1日	改訂
平成31年	3月	1日	改訂
令和2年	3月	2日	改訂
			内容を変更せずに構成を見直し
令和3年	3月	1日	改訂

《 目 次 》

プラント機械設備工事積算基準

1. 目的	1
2. 適用の範囲	1
3. 積算基準	1
4. その他適用外の工事	1

プラント機械設備工事積算基準

1. 目的

この積算基準は、札幌市水道局における浄水・配水施設及び水門施設に係わるプラント機械設備の工事費の算定について必要な事項を定めることにより、請負工事の予定価格の算定を適正にすることを目的とする。

2. 適用の範囲

この積算基準は、浄水・配水施設のプラント機械設備（ポンプ設備、ゲート設備、スクリーン設備、空気弁設備、電動弁設備、攪拌機設備、薬品設備、傾斜板（管）設備、ろ過池集水設備、コンプレッサー設備、脱水機設備、貯水槽設備、掻き寄せ機設備、計量設備、荷役設備等）及び水門施設におけるプラント機械設備（河川用水門設備、ダム用水門設備等）の製作・据付並びに付随配管工事に適用する。

なお、この積算基準の諸数値は平均的又は標準的なものであり、規模、諸条件、仕様等を勘案して適用する。

3. 積算基準

浄水・配水施設のプラント機械設備については、「下水道用設計積算要領—ポンプ場、処理場施設（機械・電気設備）編—2016（公益社団法人日本下水道協会）」によるものとし、各費目の積算基準の運用に関する経費・歩掛等は「下水道用設計標準歩掛表 令和2年度 一第2巻ポンプ場・処理場—（公益社団法人日本下水道協会）」を適用するものとする。

水門施設におけるプラント機械設備については、「国土交通省 土木工事積算基準書（機械編）令和2年度」及び「国土交通省 機械設備工事積算基準 令和2年度版」を適用するものとする。

4. その他適用外の工事

この基準により積算することが不適當又は困難であると認められるものについては、適用した積算基準について、入札情報内にて明記する。